

[事案 2021-15] 新契約無効請求

・令和3年12月21日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の説明が不十分であったことにより、希望と異なる保険に加入させられたことを不服として、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和元年7月に申し込んだ、医療保険（契約①）、三大疾病収入保障保険（契約②）、変額保険3件（合わせて契約③）について、以下の理由により、契約を無効として、既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 契約①については、女性疾病などもカバーする新しい医療保険に加入することが目的であったが、最新の医療保険ではなかった。
- (2) 契約②については、募集人から同種他商品の提案がなく、提案があれば、商品の選択肢が増え、加入可否の判断ができた。
- (3) 契約③については、契約①が最新の医療保険である前提で、資産形成することを考えて加入したため、契約①が最新の医療保険ではないことを知っていれば加入しなかった。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、契約①②③のそれぞれの契約について、申込手続前に時間をかけて申立人のニーズを確認したうえで、商品提案を行った。
- (2) 申込手続等に問題はなく、契約無効とすべき特段の事情も認められない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人の上席者に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の説明が不十分であったことは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。